

見附市告示第32号

見附市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を廃止する。

なお、関係図面は令和6年3月25日から3月31日まで見附市建設課において縦覧に供する。

令和6年3月25日  
見附市長 稲田 亮

供用廃止をする路線名及び区間 1路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
6191	上新田20号線	見附市上新田町933-7	見附市上新田町933-12	104.1

供用廃止日 令和6年3月31日